

# **黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設**

## **指定管理者募集要項**

**令和 8 年 1 月**

**黒潮町役場 産業推進室**

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例(平成18年3月20日条例第165号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、「カツオのタタキづくり体験等交流施設」(以下「当該施設」という。)の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集いたします。

## 記

### 1. 募集を行う施設の概要

#### (1) 名称・所在地など

・名 所 黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設

・所在地 黒潮町佐賀字海雲374-9

#### ・施設の概要

敷地面積 1,030m<sup>2</sup>

開設年月日 平成18年3月20日

構造規模 本体施設 鉄骨造平屋建 441.75 m<sup>2</sup>

倉 庫 プレハブ平屋建 30 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設の設置目的

観光推進事業に係る、カツオのタタキづくり体験施設と町内特産物の販売促進にも寄与し、自然体験型観光経営の安定と漁家経営の向上に供するとともに、交流人口の拡大による町の活性化を図ることを目的として、カツオのタタキづくり体験等交流施設を設置する。

#### (3) 指定管理者が行う事業及び業務内容

別紙「カツオのタタキづくり体験等交流施設仕様書」のとおりです。

### 2. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までを予定（5年間）

ただし、天災・事故等及び町の施設に基づく新たな計画等が発生した場合はこの限りではありません。

また、この期間は、議会議決後に正式に指定期間となります。

### 3. 使用料及び管理費用

指定管理者が町に支払う使用料は、年度協定書で決定しますが、基本的には、年額平均（参考）614,282円（税抜き）としています。

#### **4. 施設の過去の利用実績（飲食・体験の合算）**

令和 2 年度	入込客数	8,233 人
令和 3 年度	入込客数	9,284 人
令和 4 年度	入込客数	9,848 人
令和 5 年度	入込客数	10,125 人
令和 6 年度	入込客数	8,847 人

#### **5. 申請資格**

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、団体等は、株式会社、NPO 及びその他の任意の団体等、組織の形態は問いませんが、個人の申請はできません。
- (2) 黒潮町内に住所又は事業所を有する団体等であること。
- (3) 団体等又はその代表者が、次の者に該当しないこと。
  - ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を有しない者
  - ③ 地方治自法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により黒潮町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ④ 地方治自法（昭和 22 年政令第 67 号）第 244 号の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
  - ⑤ 税金（国税、町県民税及び法人税等）を滞納している者
  - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
  - ⑦ 黒潮町の事務及び事業における暴力団排除に関する規則（平成 26 年 3 月 19 日規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 5 号に該当する者

#### **6. 応募にあたっての留意事項**

##### **(1) 接触の禁止**

黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱（平成 18 年 5 月 22 日告示第 115 号）で規定する指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する本庁職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

##### **(2) 応募内容の変更禁止**

提出された書類の内容を変更することはできません。

##### **(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い**

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届【別記様式第1号】を提出してください。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

本町が提示する設計図書等の著作権は、黒潮町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

(7) 提案について

開館時間の延長等については、積極的に提案していただいて結構ですが、指定管理者の候補団体として選定された団体の提出書類に記載されている提案の全てをそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しますが、黒潮町と候補団体との協議の上、施設の運営上必要と認められる部分について採用することになります。

(8) 申請者について

株式会社等においては、原則本社を申請者としてください。

## 7. 募集要項の配布等

(1) 配布場所

黒潮町役場 本庁舎 産業推進室 商工観光係

〒789-1992 黒潮町入野5893番地

電話：0880-43-2113（直通） ファクシミリ：43-2060

Eメール：10280020@town.kuroshio.lg.jp

(2) 要項配布期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月20日（火）まで

（午前8時30分～午後5時15分） \*土曜日、日曜日、祝日は除く  
募集要項については、黒潮町のホームページにも掲載します。

## 8. 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、受付期間内に次の書類を正本1部と写し1部を町長に提出してください。

なお、提出書類についてはA4サイズとし、返還しませんので、ご承知ください。

また、候補者とならなかった団体の申請書を利用することはできません。

提出書類等に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。

- (1) 指定申請書【別記様式第2号】（黒潮町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第3条関係）
- (2) 当該施設の事業計画書【別記第2-1号様式】
- (3) 管理に係る収支予算書【別記第2-2号様式】
- (4) 管理に係る収支計画書【別記第2-3号様式】
- (5) 当該団体の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）
- (6) 法人の定款（法人以外の団体にあっては会則等）
- (7) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月以内に交付された代表者の印鑑証明
- (8) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (9) 最近期の法人税申告書の写し
- (10) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (11) 法人税等に係る納税証明書
- (12) 誓約書【別記第2-4号様式】
- (13) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記第2-5号様式】

## 9. 現地説明会

次のとおり申請予定者を対象とした現地説明会を開催しますので、必ず参加してください。

なお、不参加に伴う現地確認不足による発生費用については、全て申請者の負担とします。

- (1) 日時：令和8年1月20日（火） 10時から
- (2) 場所：黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設  
(黒潮町佐賀字海雲374-9)
- (3) 参加申込み

参加希望団体は現地説明会参加申込書【別記様式第3号】に必要事項を記載し、令和8年1月16日（金）までに黒潮町役場産業推進室商工観光係までお持ちいただき、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

## 10. 質問の受付

申請にあたって質問がある場合には、質問書【別記様式第4号】を直接お持ちいただき、ファクシミリ又はメールで令和8年1月8日（木）から令和8年1月21日

(水)までの間にお届けください。

なお、ファクシミリやメールでご質問の場合には送信未達を防ぐため、必ず電話で届いたことの確認をしてください。

質問の回答は、令和8年1月23日（金）に町のホームページに掲載いたします。

また、口頭での質問は受け付けません。

## 1 1. 申請受付等

- (1) 受付場所 黒潮町役場 本庁舎 産業推進室 商工観光係  
(募集要項の配布場所と同じです。)
- (2) 受付期間 令和8年1月23日（金）～令和8年1月30日（金）  
\* 土曜日、日曜日、祝日を除く
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出部数 正本1部、副本（コピー）1部を提出してください。
- (5) 提出期限以後の申請書提出及び書類の変更、追加は認めません。

## 1 2. 指定管理者の選定基準など

### (1) 選定基準

黒潮町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定によります。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他町長等が別に定める事項

### (2) 審査項目

次の項目に基づき審査を行います。

- ① 管理運営を行うにあたっての経営方針
- ② 安全安心面からの管理の具体策など特徴的な取組みについて
- ③ 当該施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理）
- ④ 当該施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処法）

- ⑤ 個人情報の保護の措置について
- ⑥ 緊急時対策について（防犯、防災の対応）
- ⑦ 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）
- ⑧ その他、当該施設固有の特殊事情について

### 1 3. 指定管理者の選定方法など

#### (1) 選定委員会の設置

黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱（平成18年5月22日告示第115号）で規定する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、最も適当と認められる団体等を指定管理者の候補者に選定します。

選定委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聴く場合があります。

#### (2) 評価の方法

選定の基準及び評価項目に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類を総合的に評価します。なお、一定の評価に達した申請者がいない場合は、適格者なしとするときがあります。

#### (3) 選定委員会の開催

選定委員会は、率直な意見交換に支障をきたすおそれがあること、団体等の具体的な技術上情報や信用情報が取り上げられる可能性があることから、非公開により開催します。

なお、指定管理者の候補の選定後に自己情報の開示請求があった場合は、当該法人等の評価内容のみを開示するものとします。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は申請者全員に通知します。なお、この選定結果の通知後に指定管理者の候補者が辞退することは認めません。

### 1 4. 指定管理者の指定

#### (1) 議会の議決

指定管理者の候補者は、町議会の議決を経て指定管理者となります。議決があったときは、指定管理者に文書で通知するほか、その旨を告示します。

なお、議会の議決を得られなかったとしても、町は、それにより指定管理者の候補者に生じた損害を補償しません。

## (2) 指定の手続き等

### ① 業務開始にあたっての準備

指定管理者は、町との協議のうえ、当該施設の管理運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、業務開始する準備を行ってください。なお、この準備に必要な費用は指定管理者の負担とします。

### ② 業務細目等に関する協議

管理業務に係る細目的事項等について、町と指定管理者が協議します。

### ③ 協定の締結

町と指定管理者は、協議により決定した内容に基づいて基本協定を締結します。

## (3) 指定の取り消し

指定管理者が正当な理由なくして基本協定の締結に応じないと、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

## (4) 次点団体等との協議

指定管理者の候補者が指定管理者に指定されないと、指定管理者が指定を取り消されたときは、指定管理者の選定において次点であった団体等を指定管理者の候補として協議する場合があります。

## 15. 全体スケジュール

募集要項の公表及び配布	令和8年1月8日から令和8年1月20日まで
質問書の受付	令和8年1月8日から令和8年1月21日まで
現地説明会の申込み期限	令和8年1月16日
現地説明会	令和8年1月20日
質問の回答	令和8年1月23日
申請書類の受付	令和8年1月23日から令和8年1月30日まで
選定	令和8年2月中旬（予定）
選定結果の通知	令和8年2月中旬（予定）
指定管理者の指定	令和8年3月中旬（予定）
指定の通知	令和8年3月下旬（予定）
業務細目等に関する協議	令和8年3月下旬（予定）
協定の締結	令和8年4月上旬（予定）

## 【添付資料】

- ・黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設仕様書

### ■問い合わせ

黒潮町役場 本庁舎 産業推進室 商工観光係

〒789-1992 黒潮町入野5893番地

電話：0880-43-2113（直通）

ファクシミリ：43-2060

Eメール：10280020@town.kuroshio.lg.jp

辞 退 届

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表  
者印

令和 年 月 日付けで申請した、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の指定管理者指定申請については、都合により辞退します。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

## 黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設指定管理者指定申請書

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 申請者の名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	(印)
主たる事務所の所在地	(〒 - - - )			
	電話		FAX	
黒潮町内の主たる事務所の所在地	(〒 - - - )			
	電話		FAX	

### 【添付書類】

- (1) 当該施設の事業計画書【別記第2-1号様式】
- (2) 管理に係る収支予算書【別記第2-2号様式】
- (3) 管理に係る収支計画書【別記第2-3号様式】
- (4) 当該団体の組織及び前事業年度の経営状況を説明する書類（作成していない場合はそれらに類する書類）

- (5) 法人の定款（法人以外の団体にあっては会則等）
- (6) 法人の場合には、法人登記に係る履歴事項全部証明書及び申請の日前3ヶ月以内に交付された代表者の印鑑証明
- (7) 団体等の前年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- (8) 最近期の法人税申告書の写し
- (9) 消費税及び地方消費税並びに町県税の未納がないことの証明書
- (10) 法人税等に係る納税証明書
- (11) 誓約書【別記第2-4号様式】
- (12) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書【別記第2-5号様式】

## 事 業 計 画 書

### 1. 法人等の概要

※法人等の業務内容の紹介

### 2. 基本方針等

- (1) 指定管理者に応募した理由
- (2) 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

※施設の設置目的と管理運営目標の達成に向けた取り組みをふまえて記載すること

### 3. 実施計画

- (1) 施設の特性と課題をふまえた維持管理の考え方
- (2) 施設の管理水準向上のための維持管理方策
- (3) 施設等の維持管理業務  
※施設や設備等の項目別の具体的な管理方法
- (4) 地域や関係機関との連携

### 4. 管理運営体制

- (1) 組織図  
※組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、職員分担及び職務内容を記載すること。
- (2) 人員体制
- (3) 職員の雇用についての基本的な考え方
- (4) 外部委託の考え方  
※業務の一部を第三者に委託する場合の、その項目、予定金額、委託先選定方法等

### 5. その他

- (1) 緊急時の体制及び対策・防災対策
- (2) 個人情報の取扱い及び情報公開の考え方
- (3) 環境への配慮

## 収支予算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

## 【収入の部】

単位：千円

区分	金額	具体的な積算
計		

## 【支出の部】

単位：千円

区分	内容	金額	具体的な積算
1.人件費	給与		
	手当等		
	法定福利費		
	賃金		
2.管理費	光熱水費		
	修繕費		
	委託料		
	原材料費		
3.			
計			

※積算の根拠となる資料を添付してください。

## 収支計画書（令和 8 年度～令和 12 年度）

単位：千円

区分		金額	備考
令和 8 年度	収入		
	計		
	支出		
	人件費		
	管理費		
	計		
経営収支			

単位：千円

区分		金額	備考
令和 9 年度	収入		
	計		
	支出		
	人件費		
	管理費		
	計		
経営収支			

単位：千円

区分		金額	備考
令和 10 年度	収入		
		計	
	支出	人件費	
		管理費	
		計	
経営収支			

単位：千円

区分		金額	備考
令和 11 年度	収入		
		計	
	支出	人件費	
		管理費	
		計	
経営収支			

単位：千円

区分		金額	備考
令和 12 年度	収入		
		計	
	支出	人件費	
		管理費	
		計	
経営収支			

- 1) 収支計画書の期間は、年度ごとに4月1日から翌年の3月31日までの計画を作成してください。
- 2) 積算根拠となる資料を添付してください。
- 3) 指定管理業務と自主事業は別葉で区分してください。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

代表  
者印

## 誓 約 書

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 1 黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の指定管理者公募要項に示された応募資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

## 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、黒潮町が必要な場合には、高知県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が黒潮町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 1の（1）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人  
その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

黒潮町長 様

所 在 地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者氏名

代表  
者印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

## 現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

黒潮町役場 産業推進室長 様

申込者

主たる事務所の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名

電話番号

代表  
者印

下記のとおり、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の指定管理者募集に  
係る現地説明会の参加を申し込みます。

記

### ■参加者の役職・氏名

No.	役 職	名 前
1		
2		

<注意> 参加者は、1申請者につき2人までとしてください。

## 質問書

令和 年 月 日

黒潮町長 様

職・氏名 \_\_\_\_\_

黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の指定管理者募集について、次のように質問します。

申請者の名称 \_\_\_\_\_

項目	<input type="checkbox"/> 募集要項 ( ページ )	<input type="checkbox"/> 様式 ( 第 号 様式 )
	<input type="checkbox"/> 仕様書 ( ページ )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
質問内容		
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

◇ 質問書1枚につき、一つの質問とする。